

## 02 クラウドサービス 契約約款

### 第1条（目的）

02 クラウドサービス契約約款（以下、「本約款」という）は、キャリアアセットマネジ株式会社（以下、「当社」という）が、お客様に提供する 02 クラウドサービス及びこれに付随して当社より提供されるサービス（以下、「本サービス」といい、別表第1号に記載するサービスを指す）の利用について定めるものとします。

### 第2条（申込方法）

1. 本サービスの利用希望者は本約款の内容を承諾の上、当社が定める 02 クラウドサービス契約書、または申込書に必要事項を記入し、当社に提出することで、本サービス利用のための申込みを行うものとします。
2. 前項の申し込みを行い、当社により承認を受けた本サービス利用申込者（以下、「契約者」という）は、申し込み時に登録したユーザ数の範囲内で、本サービスを利用できるものとします。登録されたユーザ数の範囲を超えたユーザ数で本サービスを利用する場合、またサービスの追加を行う場合には、別途当社所定の追加申込書に必要事項を記入の上、当社に提出を行い、追加の申し込みを行うものとします。
3. 本サービスの申込者は、本サービスを利用する全てのユーザに対し、本約款の内容を遵守させるものとします。万一本約款に違反する利用がなされた場合、当社は当該申込者の利用資格を取り消すことができるものとします。

### 第3条（ソフトウェアに関する制限事項）

1. 契約者は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行うことはできません。また、利用契約に基づいて提供される本ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を許諾することはできません。
2. 契約者は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品を作成することはできません。また、本ソフトウェアは1つの製品として許諾されており、契約者はその構成部分を分離して使用することはできません。
3. 契約者は、本約款に違反して本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに付随するソフトウェアを利用することはできません。

### 第4条（仕様変更）

1. 当社は、本ソフトウェアのバージョンアップにとまない、機能の変更、操作方法の変更、名称変更等、これに限定されない仕様変更を行う場合があります。
2. 当社は、契約者に対し、仕様変更を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知をいたしますが、仕様変更作業に関しては契約者に承諾を得ない場合があります。

### 第5条（サービス提供時間および連絡受付窓口）

1. 原則として、24時間365日をサービス提供時間とします。
2. 別途特に定めのない場合、本サービスに関する問い合わせおよび対応受付時間帯は、土日、祝祭日、年末年始、当社所定の休日を除く、平日の午前10時から午後6時までとします。
3. 本サービスに関する問い合わせ方法および連絡受付窓口は、別表第2号に記載したものとします。
4. 別途特に定めのない場合、契約者の本サービスに関する当社への問い合わせおよび連絡（サポート依頼、調査依頼など）は、原則として、契約者の申込者1名のみが行えるものとします。また、当社から契約者への連絡についても、契約者の申込者1名のみに対して行うものとします。

## 第6条（知的財産権）

1. 本サービスおよび本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、当社に帰属します。
2. 本サービスの利用によりアクセスされ、表示、利用される各コンテンツについての知的財産権は、各コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

## 第7条（入力データの所有権）

1. 契約者が本ソフトウェアに入力したあらゆるデータの所有権は、契約者に帰属します。ただし当社は、契約者が入力したデータが入力時のままの形式または契約者の意図する形式で正確に記録されること、出力されること、保管されることのいずれも保証いたしません。
2. 当社は、契約者が入力したデータについて、契約者の承諾なしに個別に読解、収集、改ざん、削除を行わないものとし、ただし、本サービスの契約が解約された場合は、契約者の承諾なしに契約者の入力したデータについて削除を行えるものとし、

## 第8条（提供の停止）

契約者が以下のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの提供を停止することができるものとし、

- a) 利用の申込にあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
- b) 契約者が本契約のいずれかの規定に違反した場合

## 第9条（提供の中断）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断することができるものとし、
  - 1) 本サービスの運用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
  - 2) 本サービスの運用設備にやむを得ない障害が発生した場合
  - 3) 第一種通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことができない場合
  - 4) 契約者のネットワークトラフィックが著しく増加し、他の利用者の本サービスの利用状況に明らかに遜色がある場合
2. 当社は前項による中断の必要が生じた場合には、事前に契約者に通知するものとし、ただし、緊急ややむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第10条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条の規定により、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予防、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する重要通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または停止することができるものとし、

## 第11条（サービスの廃止）

当社は、当社の都合により本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとし、

## 第12条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証いたしません。
2. 当社は、契約者が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接および間接的損害について理由の如何を問わず、一切の責任を負いません。

3. 当社は、第三者がログイン名を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより契約者または第三者に損害を与えた場合について、理由の如何を問わず一切の責任を負いません。
4. 契約者が、本サービスの利用により第三者（他の契約者も含む）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任によりこれを解決し、理由の如何を問わず、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
5. 当社は、当社システム内に保管された契約者のデータ等に対して、理由の如何を問わず、一切の責任を負いません。
6. 当社は、本サービスおよび本ソフトウェアが、契約者の要求を満足させるものであること、常に正常に動作すること、品質が常に一定であること、瑕疵が必ず修正されることのいずれも保証いたしません。

### 第13条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに本サービスの提供を中止することができるものとし、契約者は、当社が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに本サービスの利用を中止することができるものとします。
  - a) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合
  - b) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
  - c) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
  - d) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
  - e) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合
2. 前項による本サービスの提供の中止は、当社の請求権を防げないものとします。
3. 当社及び契約者は、前1項により本サービスの提供または利用を中止した場合に、相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

### 第14条（約款の変更）

当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を独自に変更することができるものとします。約款が変更された後のサービス提供条件は、変更後の約款に拠るものとします。

### 第15条（機密保持）

当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の機密情報を、第16条第2項に定める個人情報使用の目的以外に使用せず、第三者に開示しないものとします。

### 第16条（個人情報の保護）

1. 当社は、本サービスの提供に際し、契約者より取得した個人情報を、法令および当社が公表する「個人情報保護方針」に基づき適切に保護いたします。
2. 当社は、契約者の個人情報を下記の目的で使用いたします。
  - a) 本サービスおよび関連する各種サービスの提供のため
  - b) 本サービス内容の変更および更新、停止、解約、サービス追加等のお取引内容の管理のため
  - c) 請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため
  - d) サービス提供する上で必要な情報等をお届けするため
  - e) 当社サポートセンターにお問い合わせいただいた際の本人確認のため
  - f) 現在ご提供のサービス、新サービス開発に対するご意見の聴取のため
  - g) サービスの利用状況を把握し、より満足いただけるよう本サービスおよび本ソフトウェアを改良するため
  - h) 営業活動において、お打ち合わせ、商品ご紹介などでご訪問させていただくため

- i) 当社の広告宣伝に対してご興味を持っていただいた方に、更に詳しい資料、情報などをご提供するため
- 3. 当社は、前項の使用範囲内で業務委託先に契約者の個人情報を開示することができるものとします。
- 4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には契約者の個人情報を第三者に開示することができるものとします。
  - a) あらかじめ契約者の同意が得られている場合
  - b) 法令にもとづき開示しなければならない場合
  - c) 人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合
  - d) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合
  - e) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 第 17 条 (協議および管轄裁判所)

- 1. 本サービスに関連して当社と契約者との間で本規約の解釈等に疑義が生じた場合には、互いに誠意をもって協議するものとします。
- 2. 契約者と当社の間で協議によっても解決しない場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 18 条 (発効期日)

この約款は 2008 年 9 月 1 日より効力を発するものとします。

この約款は 2011 年 12 月 1 日に改訂し、同日より効力を発するものとします。

この約款は 2012 年 6 月 7 日に改訂し、同日より効力を発するものとします。

この約款は 2012 年 8 月 1 日に改訂し、同日より効力を発するものとします。

この約款は 2020 年 3 月 6 日に改訂し、同日より効力を発するものとします。

## 別表第1号 利用サービス内容

| サービス品目      | サービス内容  |
|-------------|---|
| 02 クラウドサービス | <ul style="list-style-type: none"><li>▪ ユーザ管理機能</li><li>▪ 契約管理機能</li><li>▪ 給与明細機能</li><li>▪ 連絡機能</li><li>▪ 申請機能</li><li>▪ 教育・評価管理機能</li><li>▪ ワークフロー機能</li><li>▪ 受発注管理機能</li><li>▪ 労務進捗管理機能</li><li>▪ 勤怠管理機能</li><li>▪ 業務工数管理機能</li><li>▪ LQS 仕事習慣力診断</li></ul> |

## 別表第2号 連絡受付窓口

### 1. E-Mail での連絡

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 連絡先 E-Mail アドレス | o2support@ca-m.co.jp |
|-----------------|----------------------|

### 2. 電話での連絡

|         |              |
|---------|--------------|
| 連絡先電話番号 | 026-403-5111 |
|---------|--------------|

(文書番号 cam14-SND1028)